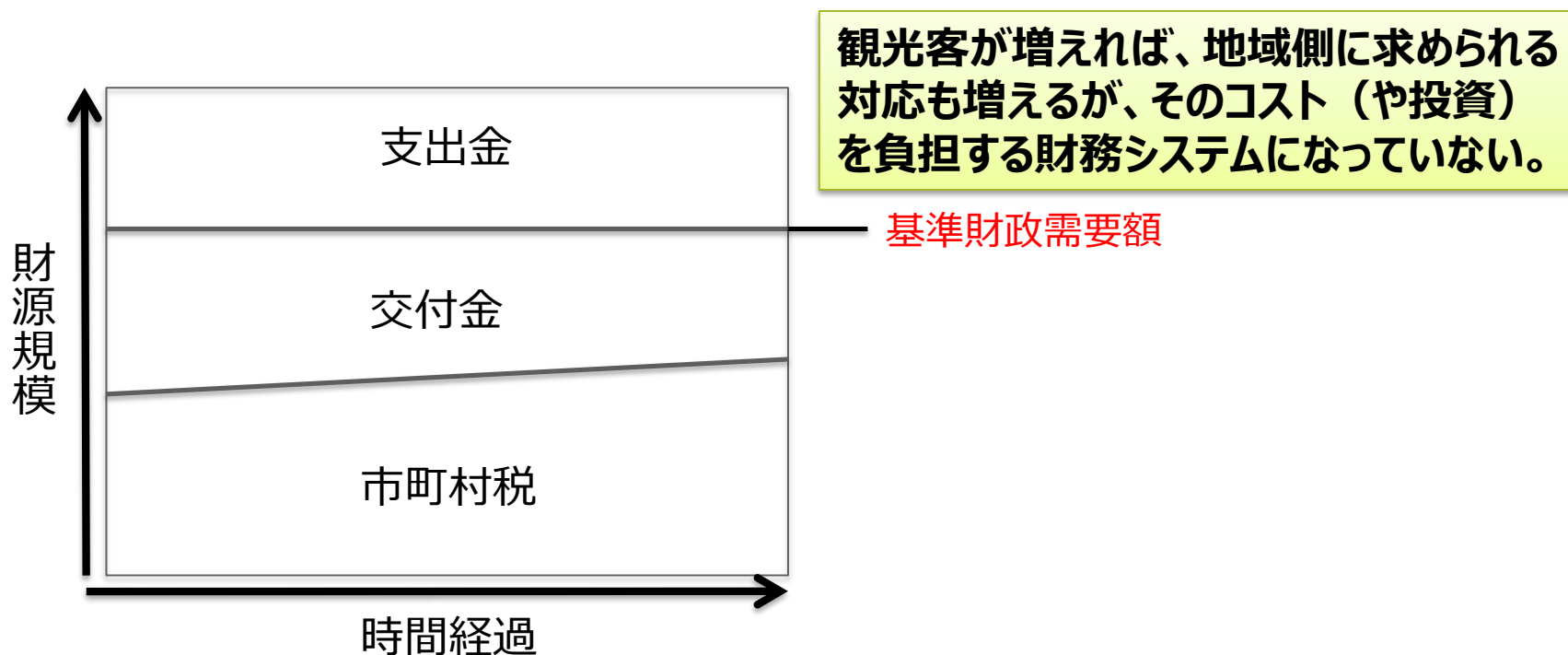


観光振興財源の考え方について

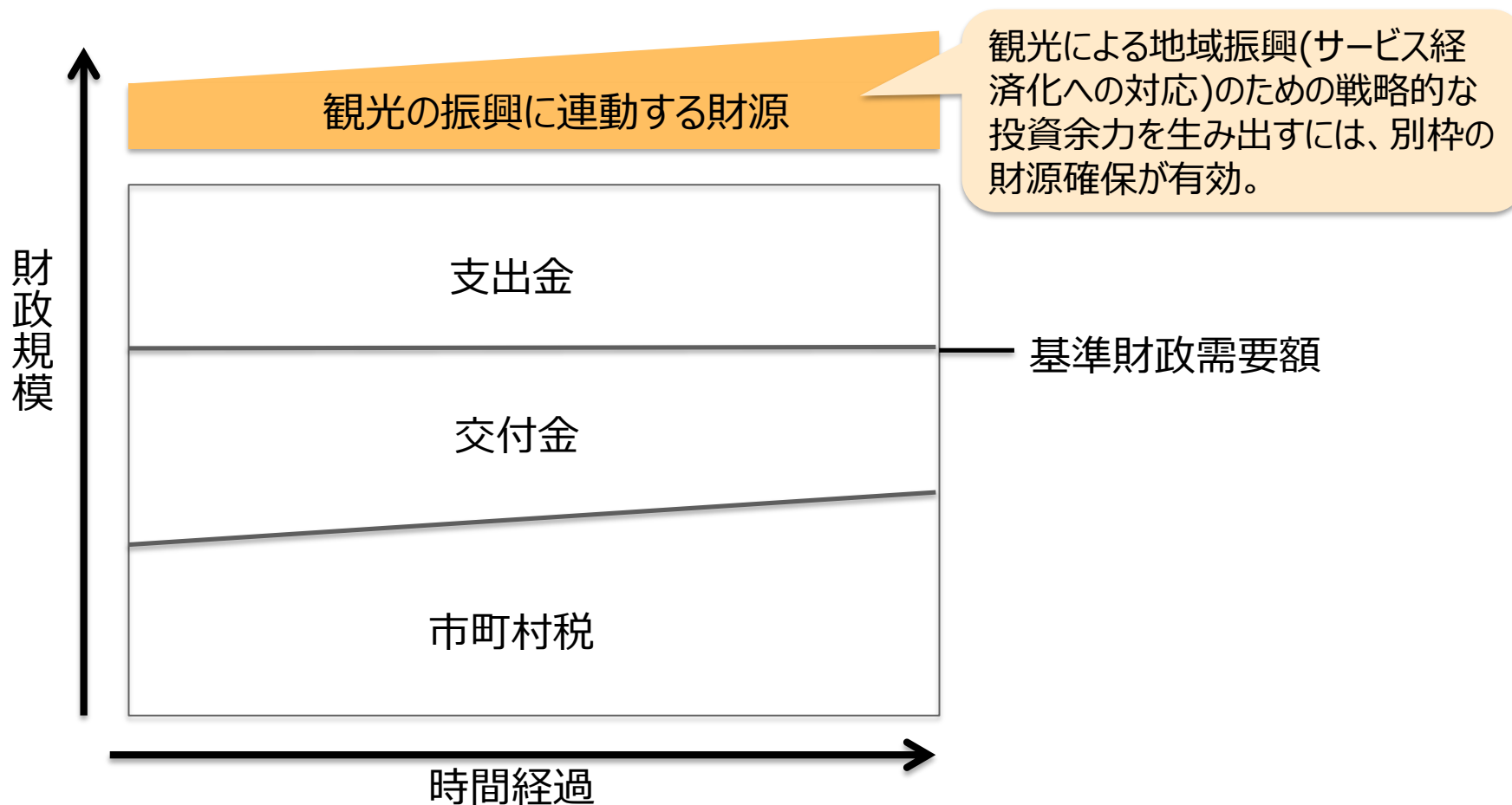
市町村財政の構造

- 市町村税は、市町村民税(住民税)と固定資産税で約8割を占め、歳入に占める市町村の独自財源(市町村税)の比率は、1～2割に留まる。
- 歳入と歳出の差額は、一定の計算式に基づき、交付税や国庫支出金の形で補填されるため、仮にホテル建設によって固定資産税が増えても、市町村の財政規模は拡大しない。



観光振興と連動した財源確保の必要性

- 観光振興と連動し、かつ交付金の減額に繋がらない財源確保が必要となるところ、地域特性に合わせて観光振興と連動した財源確保手段を検討する必要がある。



日本で利用できる観光振興のための公的財源

強制力を持って集める財源—入湯税、法定外税(宿泊税等)

一定の強制権を持った資金調達手法は、大きく入湯税・法定外税(宿泊税等)および分担金が挙げられます。

入湯税



温泉利用時に支払う税金で、課税目的の1つに「観光の振興」があります。標準の税額では、1日1人150円ですが、課税額は市町村で決定が可能です。

法定外税 (宿泊税)



宿泊時に支払う税金で、海外では一般的であることや担税力があること等から、各地域が導入すべき観光振興財源として最も有効であると考えられます。

法定外税 (その他の税)



船や飛行機で出入りする離島等の場合、納税義務者の特定が容易なため、入域税を導入しているケースがあります。

分担金



特定事業の経費に充てるため、その受益者から受益の程度で徴収する仕組みです。用途決定に議会が絡まず、地域範囲の設定が自由です。

任意で集める財源—協力金・寄付金

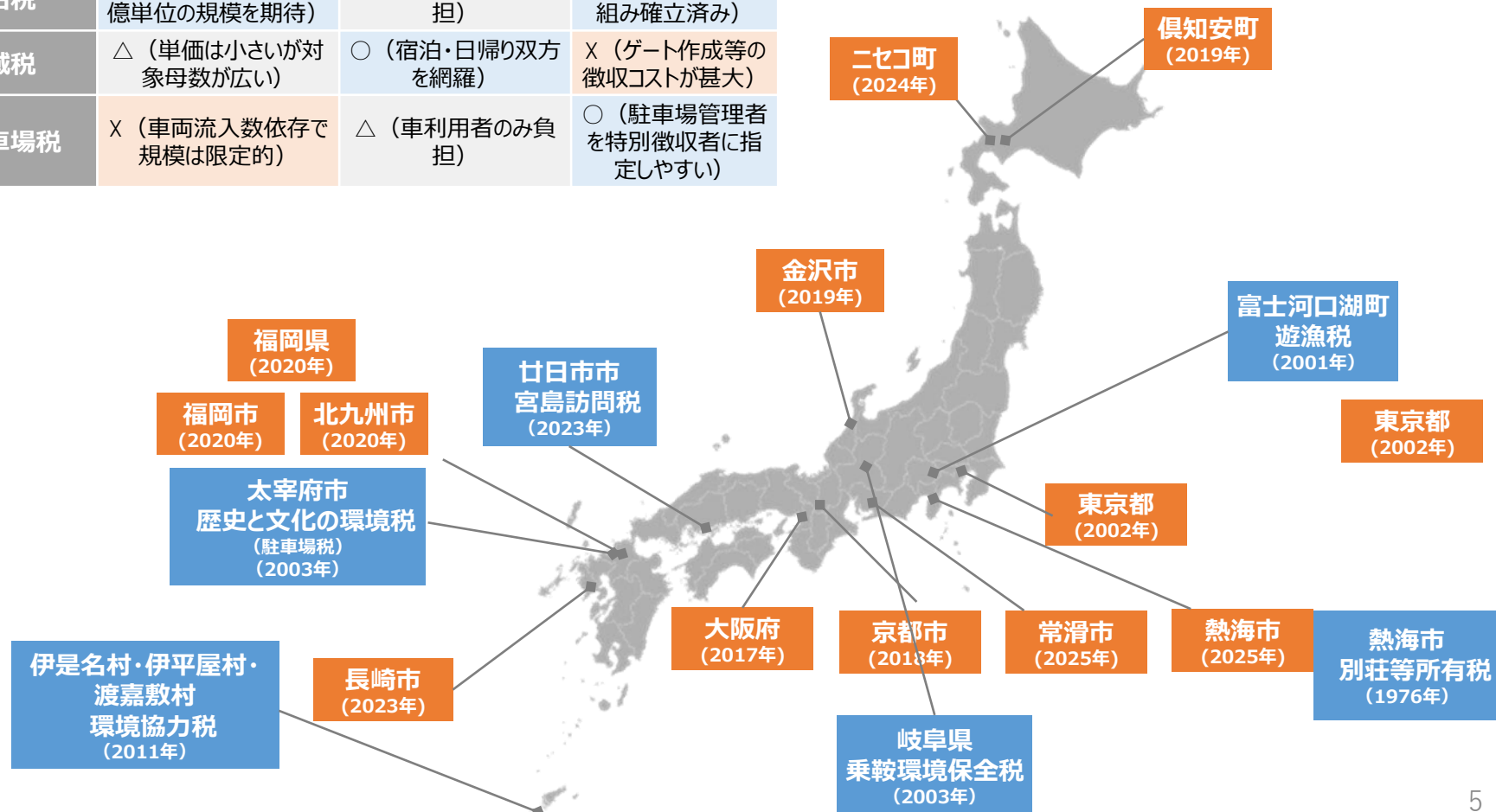


お金を支払うかどうかに関して対象者の任意に任せる財源獲得手法としては、富士山の入山料等の協力金やふるさと納税制度等を活用した寄付金制度が挙げられます。これらの方法は、強制力を持った徴収ができず、安定性に欠けているという欠点がありますが、条例も総務省の同意も必要ないことから比較的導入しやすいという利点もあります。

全国の観光税導入地域の実例

- オレンジ色が宿泊税の徴収がなされているエリアで、青色がその他の法定外税の徴収がなされているエリアとなる。
- 宿泊税以外の代表的な既存観光税では、エリアへの訪問に課税する入域税方式や、駐車場利用に課税する駐車場税方式等が存在する。

税目\視点	A.財源規模	B.公平性	C.実務
宿泊税	○（定率であれば年間億単位の規模を期待）	△（宿泊者のみ負担）	○（特別徴収の枠組み確立済み）
入域税	△（単価は小さいが対象母数が広い）	○（宿泊・日帰り双方を網羅）	×（ゲート作成等の徴収コストが甚大）
駐車場税	×（車両流入数依存で規模は限定的）	△（車利用者のみ負担）	○（駐車場管理者を特別徴収者に指定しやすい）



法定外税の導入にあたっての条件

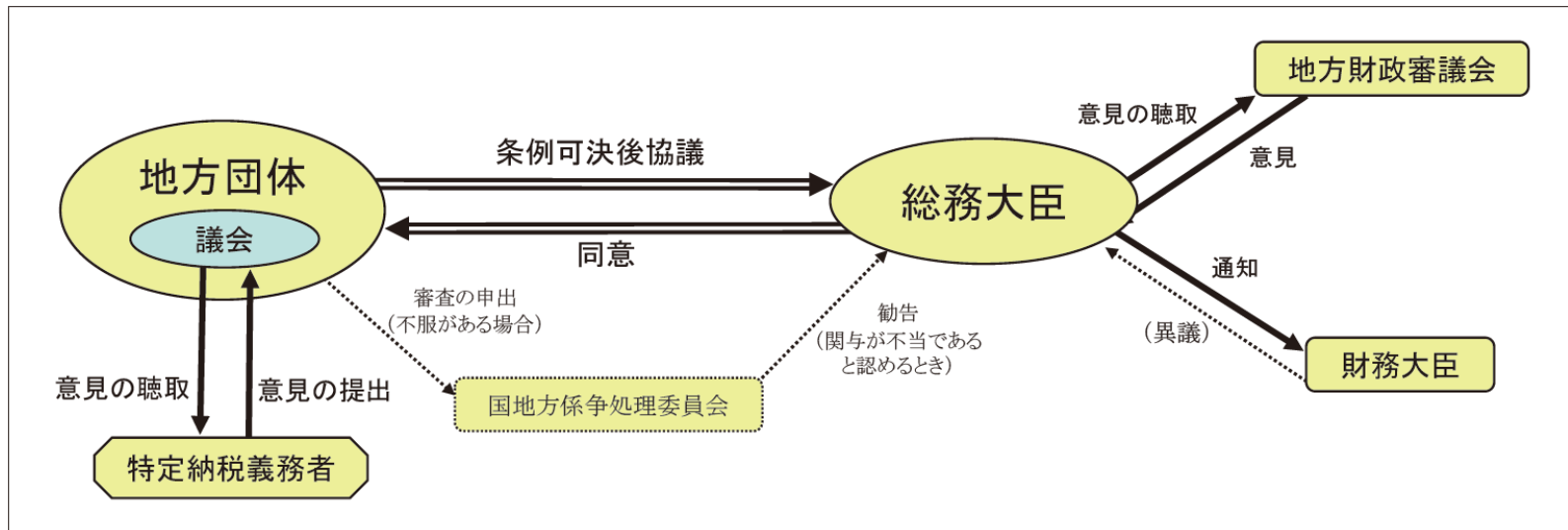
1. 条例の作成

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない（地方税法3条1項）。

2. 総務大臣の同意

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない（地方税法261、671、733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 1及び2のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと



出典：総務省ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_24.html)